小国町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月24日 小国町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

小国町は山間部に位置し、町土の94.8%が山林で占められており、平地は全町域のわずか3.4%に過ぎない。このうち耕地は2.0%である。人口減少と少子高齢化等の時代背景の変化とともに、離農、担い手不足、集落営農の機能不全などに伴い、各集落において農業生産の基盤となる農地の適正な維持管理が困難な状態となり、遊休化している農地も少なくない。さらに鳥獣被害の増加による営農意欲の衰退が、一層拍車をかけている。

こうした中、農用地の利用集積により水稲及び畜産の大規模経営に取り組みながら、 山菜、野菜、花卉、菌茸などの特産作物や施設型の園芸作物を導入し、周年の農業経営 を目指す意欲的な農家も育ってきている。

担い手が少なく、農地の貸し借り等、喫緊の対応が求められている地域においては、 遊休農地の発生防止・解消を進めていく一方、より地域性の高い農業経営を目指し、農 地の利活用の視点から地域にあったより効果的な作物を振興するなど、地域の実態に応 じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

認定農業者等の担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、 法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」とい う。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進ん でいくよう、小国町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状 況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する小国町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584 号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成 29 年4月)	1, 120ha	48. 3ha	4. 3%
3年後の目標 (令和2年4月)	1, 090ha	36. Oha	3. 3%
目 標 (令和 5 年4月)	1, 060ha	24. Oha	2. 3%

- ※1) 管内の農地面積の現状値については、東北農政局がまとめた「東北管内における 市町村別の担い手への農地集積率」の公表値を使用した。
 - 2) 平成32年度及び平成35年度の管内農地面積は、過去の農地面積の推移から小国 町農業委員会が独自に推測した値を使用した。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
 - 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、

「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止、早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の適正な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け 手続きを行う。

③ 非農地判断について

○ 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に 基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公 表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 29 年4月)	1, 120ha	638ha	57.0%
3年後の目標 (令和 2 年4月)	1, 090ha	741ha	68. 0%
目 標 (令和 5 年4月)	1, 060ha	848ha	80.0%

※ 現状値は東北農政局がまとめた「東北管内における市町村別の担い手への農地集 積率」の公表値を使用した。

【参考】担い手の育成・確保の目標

		担い手			
	総農家数 (うち、主業 農家数)	認定農業者	認定新規 就 農 者	基本構想 水準到達 者	特定農業団 体その他の 集落営農組 織
現 状 (平成 29 年4月)	440戸 179(戸)	51経営体	2経営体	0経営体	10団体
3年後の目標 (令和2年4月)	420戸 170(戸)	50経営体	4経営体	0経営体	12団体
目 標 (令和 5 年4月)	400戸 160(戸)	50経営体	6経営体	0経営体	13団体

※ 総農家数、主業農家数は、2015 年農林業センサスの数値を使用した。 認定農業者数、認定新規就農者数及び特定農業団体その他の集落営農組織の現 状値については、町内5地区の「人・農地プラン」の数値を積み上げたものを 使用した。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 「地域計画」の作成・見直しについて
 - ○農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

○ 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小

を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て 農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に 努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に 基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公 表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	上段:新規参入者数(個人)	上段:新規参入者数(法人)	
	下段:(新規参入者取得面積)	下段:(新規参入者取得面積)	
現 状	0人	0-法人	
(平成 29 年4月)	0ha	0ha	
3年後の目標	5人	2-法人	
(令和2年4月)	5ha	50ha	
目標	8人	3-法人	
(令和5年4月)	8ha	75ha	

[※]目標は、累積の数値とする。

新規参入者数(個人)の現状値については、認定新規就農者数を積み上げた数値を 使用した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
 - ○都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携 し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。) を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

○ 市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的 に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォロ ーアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

○ 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人を含む)の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に 基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公 表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

小国町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、小国町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力